

学校における働き方改革推進モデル校事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

学校における働き方改革推進モデル校事業委託業務に関する公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「学校における働き方改革推進モデル校事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 100 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。（詳細は別表）

- (1) 委託目的の理解 (10 点)
- (2) 提案内容 (70 点)
- (3) 業務実績 (10 点)
- (4) 経費に関すること (10 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時

令和 7 年 4 月 21 日（月）午後 2 時～（予定）

※ WEB 会議システムで実施

(2) プレゼンテーション

- ① 各参加者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。
- ② プレゼンテーションの時間は、1 者 30 分程度を予定しています。
- ③ 順番、プレゼンテーションや質疑の時間等、詳細は別途お知らせします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で 2 者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。
- (5) 上記（3）、（4）にかかわらず、総合得点が 60 点未満の場合は、候補者又は次点者として選定しません。